



**事業所ごみの処理**

**一般家庭用の集積所には出せません**

飲食店や店舗、事務所などの事業所から発生する一般廃棄物(ごみ)は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、事業者自らの責任において適正に処理しなければなりません。そのため、事業所から発生するごみは、一般家庭用の集積所に出すことはできません。

分別を徹底し、いずみ清掃工場または、リサイクルプラザ(下総・大栄地区は伊地山クリーンセンター)へ自己搬入するか、収集運搬許可業者へ委託するなど適正な処理をお願いします。

●分別方法Ⅱ「燃やせるごみ」「ビン・ニール・プラスチック類」「ビン・カン・ガラス」「金物・陶磁器類」に分別し、半透明の業務用ごみ袋を使用

**処理方法**

○ごみ処理施設へ自己搬入する場合:  
「燃やせるごみ」は、いずみ清掃工場(☎36・1689)、「ビン・ニール・プラスチック類」「ビン・カン・ガラス」「金物・陶磁器類」は、リサイクルプラザ(☎36・1000)へ

○許可業者に処理を委託する場合  
: 成田市一般廃棄物収集運搬許可業者へ

**下総・大栄地区の事業所は**

●分別方法Ⅱ「可燃ゴミ」「ビン・カン」「不燃ゴミ」「ペットボトル」に分別し、半透明のごみ袋を使用

**処理方法**

○ごみ処理施設へ自己搬入する場合:  
「可燃ゴミ」「ビン・カン」「不燃ゴミ」は、伊地山クリーンセンター(☎0478・59・2148)へ(搬入券が必要、下総・大栄支所生活環境課で配布)。「ペットボトル」は、直接搬入できません。リサイクルを促進するため、許可業者に委託してください

○許可業者に処理を委託する場合  
: 北総西部衛生組合一般廃棄物収集運搬許可業者へ

※くわしくはクリーン推進課(☎20・1530)へ。

**スプレー缶やカセットボンベ**

**必ず使い切ってから指定ごみ袋へ**

スプレー缶、カセットボンベ、シンナーなどの容器は、その排出

方法によっては収集のとき、またはリサイクルプラザや伊地山クリーンセンターで処理するとき、爆発事故や火災などの発生原因となります。

このようなことが発生すると、そこで働く人の安全が損なわれるとともに、機械が破損した場合に、その修繕に多額の費用と日数を要し、その間のごみ処理にも大きな影響を及ぼします。

スプレー缶やカセットボンベは、ガスなどを使い切って穴を開け、シンナーなどの容器は、中身を空にし、栓を開けたままか、上ぶたを取って「金物・陶磁器類」(黄色の指定袋、下総・大栄地区は「ビン・カン」(黄色の指定袋)の収集日の午前8時30分までに集積所に出してください。

なお、ガスボンベ(カセットコンロ用を除く)や消火器は、市では処理できませんので購入した販売店や専門の業者に処理を依頼してください。

危険物を出す場合は、面倒でも必ず右下図のことに注意してください。皆さんのご協力をお願いします。

※くわしくはクリーン推進課(☎20・1530)へ。

**面倒でも必ず行って**

<p>スプレー缶(カセット用コンロ・殺虫剤・ヘアスプレー)</p> <p>必ず使い切り、火気のない風通しの良い場所で穴を開けてから、「金物・陶磁器類」(下総・大栄地区は「ビン・カン」)のごみ袋へ</p>  <p>穴を開けて</p>	<p>ガソリン・灯油・シンナーなどの容器</p> <p>必ず中身を空にし、栓を開けたままか、上ぶたを取って材質により分別して、それぞれのごみ袋へ</p>  <p>中身を空に 上ぶたは分別して</p>	<p>使い捨てライター</p> <p>必ず使い切ったあと、着火部分を壊し、プラスチックと金物に分別してそれぞれのごみ袋へ</p>  <p>この部分が金属</p>
--	---	---

**使用済み自動車**

**処分は適正に!**

道路などに放置された自動車は、通行の妨げになるばかりでなく、地域の美観を損ねます。また、放置自動車周辺にごみを不法投棄されたりして、生活環境の悪化をも生じさせています。このような状況を改善するため、

め、市では「成田市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例」により、放置自動車の調査を行い、所有者・使用者へ早急な移動を指導しているところです。

使用済みとなった自動車は、販売店や引取業者に引渡して廃棄手続きをするなど、適正に処分するようにお願いします。

※くわしくは環境対策課(☎20・1532)へ。

